

令和6年7月1日
下水道河川局管路保全課

横浜市排水設備指定工事店規則の一部改正に関する意見公募について
(意見公募要領)

横浜市では、横浜市下水道条例第38条で排水設備指定工事店について規定されており、同条例第38条第7項で排水設備指定工事店について必要な事項を規則で定めると規定しております。

この度、指定基準、届出事項の見直し等を行うことに伴い、「横浜市排水設備指定工事店規則」を改正します。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和6年7月1日(月)から令和6年7月31日(水)まで

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス : gk-kanrohozen@city.yokohama.jp

横浜市 下水道河川局 管路保全課 下水道普及担当 宛て

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎30階

横浜市 下水道河川局 管路保全課 下水道普及担当 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号 : 045-641-5330

横浜市 下水道河川局 管路保全課 下水道普及担当 宛て

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市下水道河川局管路保全課 下水道普及担当 宛て
電話番号：045-671-2829

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上